



掛金請求明細書は、すぐにご確認ください。

2月の事務連絡



令和5年2月10日

共助会のホームページ

千葉県共助会

検索

< お知らせ > 別紙参照

*** 令和4年度分の届出書類の締切日は、
4月10日15時です。**

全ての届出は、年度を遡って手続きすることができません。

*** 生活資金貸付事業が変わります。**

< 事務手続き >

訂正期限までの日数が少ないので、ご注意ください。

令和5年2月分の掛金等請求に関する訂正期限：令和5年2月16日(木)

※訂正期限を過ぎると、当月分の訂正はできません。

- | | |
|---------------------|--|
| ■ 令和5年2月分の掛金引落日 | : 令和5年2月28日(火) |
| ■ 令和5年2月分の掛金振込期日 | : 令和5年2月28日(火) |
| ■ 令和5年1月分の貸付金返済の引落日 | : 令和5年3月6日(月) |
| ■ 令和5年3月分の届出締切日 | : 令和5年3月10日(金) <u>15時、原本必着!</u> |



< 貸付制度利用者の在籍施設様へ >

1. 貸付利用者に異動等の変更がある場合、必ず事前に共助会事務局へご連絡下さい。
2. 「貸付金請求一覧表」は別送します。個人口座引落としの方については、施設でも返済状況を確認して下さい。(複数月請求の場合は延滞中です)
3. 「貸付完済のお知らせ」は施設住所宛てに郵送いたしますので、加入者様にお渡し下さい。

裏面にも大切なお知らせがありますので、ご確認ください。 ➡ ➡ ➡

臨時総会について（委任状提出のお願い）

令和4年度臨時総会は、一般参加者の招集を取りやめ、共助会役員及び事務局職員立ち会いのもと、皆様の委任状をもって議題を決議させて頂くことになりました。

加入者の皆様は、委任状の提出にご協力頂きますようお願い申し上げます。
なお、総会資料並びに白紙の委任状は、施設宛てに既にお送りしております。

※提出期限：2月24日(金)

長期在籍会員顕彰式について

令和4年度長期在籍会員顕彰式は、例年3月に実施していましたが、令和5年6月総会時に延期させていただきます。

月額算定基礎届について

令和5年度分の月額算定基礎届は、3月下旬に全施設へ<USB>媒体でお送り致します。

皆様方の掛金を決定する大事な手続きとなります。ご協力をお願い致します。

ソウェルクラブ千葉・共助会合同 会員交流事業カレンダー

実施日	実施内容	人数	場 所		申込期間
			ソウェル価格	共助会価格	
5/7(日)	舞台 『ハリー・ポッターと呪いの子』	50名	TBS赤坂ACTシアター		2/10(金)～2/24(金)
			大人 7,500円 小人 6,000円	大人 15,000円 小人 12,000円	
5/17(水)	大相撲五月場所 イスA席	20名	両国国技館		決定次第、お知らせ いたします。 楽しみにお待ち下さ い。
			現在、検討中です。		
5/26(金)	大相撲五月場所 マスB席	8マス 最大32名	両国国技館		
			現在、検討中です。		

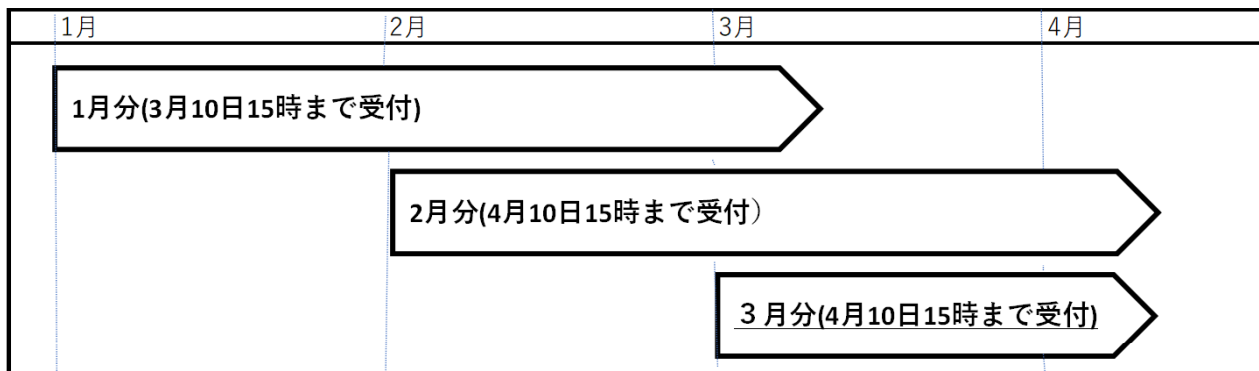
重要 届出書類について

令和4年度分の届出書類の締切日は4月10日15時、原本必着です！

《年度末のご注意点》

★3月分の届出に限っては2カ月の遡りができません。

届出書類の遡り期間は2カ月ですが、年度を越えての遡りはできません。



郵便配達事情も考慮し、必ず10日15時までに到着する発送方法でご送付ください。

★事前に届出内容が確定している場合は、早めに届出のご提出をお願いします。

期日に間に合わなかった場合は、届出書類通りの処理ができなくなりますのでご注意ください。

例) 4月10日15時までに、3月末退職者の届出書類が到着しなかった場合
⇒4月分の掛金を請求させて頂き、4月末退職処理になります。

例) 4月10日15時までに、3月末転出、4月転入者の異動の届出書類が到着しなかった場合
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをして頂きます。旧施設に4月分の掛金を請求させて頂き、4月末退職処理になります。

⚠ 届出様式は共助会HPから常に最新の様式をご利用ください。

届出様式は今後も変更がございますので、ご利用の都度HPからご確認ください。
旧様式でご提出の場合、再提出となる場合があります。

⚠ 脱退届及び慶弔金受給申請書には、施設と加入者本人の印鑑が必要です。

加入者本人の印鑑が漏れていることがあります。印鑑が漏れていると再提出となり、期日に間に合わなくなる場合があります。

今一度ご確認ください！

《加入届》

★加入届の『給与月額（本俸）』と、右下の『給与月額合計』があるかどうかご確認ください。

《脱退届》

★脱退届の『脱退理由』を正しく記載してください。

『脱退理由』の「05.退会」を選択の場合は、本来の退職一時金とは異なり、100%支給ではありません。通常の手続きとは異なりますので、事前に共助会までご連絡ください。

《慶弔金》

★慶弔金受給申請書（結婚）を提出する際、姓が変わった場合には氏名変更届と一緒にご提出ください。

★慶弔金受給申請書の『口座名義人』は、支給日時点での銀行口座名義を記載してください。

申請書に記載された口座名義人と銀行口座名義が相違しているため、振込できないケースが多発しております。提出後、届出の内容に変更があった場合には、必ず共助会までご連絡ください。

《異動届》

★掛金が旧施設退職後の翌月から納入可能なことが異動の条件となります。

掛金が継続して納入できないときは、退職扱いになります。

★貸付がある方が異動する場合には、事前に共助会までご連絡ください。

事務連絡でお知らせの通り…

◎裁定通知書並びに源泉徴収票（退職者ご本人分）について

現在、共助会から本人（又は施設）宛てに送付していますが、令和5年4月より掛金請求明細書に同封しますので、施設様よりご本人様へお渡し頂くようお願いいたします。

◎領収書発行の停止について

令和5年4月より、領収書の発行は廃止させていただきます。通帳履歴または掛金請求明細書にてご確認をお願いします。

令和5年4月1日から

生活資金貸付事業が変わります

(令和5年2月2日理事会決議)

生活資金貸付事業の利用者増加に伴い、制度の見直しを実施しました。
生活資金貸付事業の原資は、皆さんの大切な掛金です。ルールを守ってご利用ください。

【変更点】

	変更項目	変更内容	変更理由
1	貸付限度額	金額200万円かつ退職一時金の70%以内 (退職一時金の70%以内が追加)	退職ではなく退会した場合、退会給付金で 借入額を相殺できない場合がある為
2	借り換え	直近6ヶ月以内に2回以上延滞が発生した 場合は、借り換え不可	借り換えにて延滞を繰り延べするケースが 散見される為
3	資金使途	金額が確認できる書類の提出を必須 (見積書・パンフレット等)	生活に必要な資金の借入に限定する為 (遊興費等の借入はできません)
4	休職中の 借入れ申し込み	休職中の借入れ申し込みは不可	返済は、給与天引き必須だが、休職中は 給与の支払いが無く天引きできない為
5	賞与時加算返済	賞与時加算返済の取扱いを廃止	賞与の支給は不確定の為 ※現在、ボーナス併用払いをご利用の方は変更ありません。
6	一部繰り上げ返済	一部繰り上げ返済の取扱いを廃止	一部繰り上げ返済の取扱いがない為
7	法人外異動	貸付金利用中に法人外異動する場合は、 旧施設を退職扱いとし退職一時金と相殺	法人外異動の場合、給与天引きの返済が 新施設でも継続できるとは限らない為
8	期限の利益喪失	倒産手続き（破産手続き、民事再生手続き） 等がおきた場合は、期限の利益を喪失し 直ちに全額返済	退職（退会）時まで、返済を保留することで 返済が長期化する可能性がある為

生活資金貸付事業をご利用になる方は、事前に共助会までご連絡をお願いいたします。

千葉県社会福祉事業共助会 TEL：043－245－1729